

矯正施設「死因」隠ぺい疑惑を追う

奈良県警・留置所内 変死事件

遺体に残る皮下出血の謎
死因は本当に「急性心筋梗塞」
だったのか……？

留置所で勾留中に容疑者が死亡するというケースが全国各地で相次いでいる。まさに取り調べ中の「密室」で起こる突然の出来事だが、はたしてその死因は正しく究明されているのか。今回は、奈良県警桜井警察署の留置所で死亡したある男性の死因をめぐる問題の裁判を傍聴した。

取材・文◎柳原三佳（ノンフィクション作家）

2016年7月4日、この日の奈良はじつとしていても汗が噴き出すほどの猛暑だった。照りつける太陽の下、奈良地方裁判所の門をくぐると、数匹の鹿たちが木陰でいんびりと草を食んでいる。敷地内でこうした光景が見られる裁判所は、おそらく全国でもここだけだろう。

しかし、そんなのかな風景とは裏腹に、201号法廷は重苦しい雰囲気包まれていた。被告は奈良県、傍聴席に座る人の姿はまばらで、この裁判がまだほとんど世間に知られていないことを感じさせた。

そもその発端は、6年前にさかのぼる。提訴までの経緯については、

P96の表を見てほしい。2010年2月6日、業務上過失致死の疑いで逮捕されたA氏は、奈良県警桜井警察署の留置所に勾留される。ところが2月25日、朝、近隣の病院に救急搬送されるも、午前10時45分に死亡が確認されたというのだ。

逮捕からわずか19日後のことだった。

しかし、遺体と対面した遺族は大きなショックを受ける。A氏の右ひざから下が、皮下出血によって広範囲に黒ずんでいたからだ。

「いったい、この皮下出血は何が原因でできたのか？」

「留置所内でなんらかの外傷を負った可能性があるのではないか？」

A氏の遺体は検察官によって検視された後、奈良県立医大へ運ばれ司法解剖される。

2ヵ月後、死亡診断書に記入された死因は「急性心筋梗塞」、つまり「病死」と判断された。「死因は本当に急性心筋梗塞なのか？」

遺族でなくても、そのような疑念を抱くのは当然のことだろう。

実はこの裁判は現在、A氏の死因を巡って原告側と被告側が真っ向から対立している。

原告が協力を求めた岩手医科大学法医学教授の出羽厚二氏は、裁判の資料をもとに「右下肢の広範囲の皮下出血は、鈍体による数度の打撲・強圧により生じたものと考えられる」と判断しており、その上で、「A氏の死因は急性心筋梗塞ではなく、筋挫滅に伴い腎不全を起し、さらに肝不全、呼吸不全を起こした多臓器不全である」という鑑定をして意見書を作成している。

ちなみに、出羽教授はかつて時津風部屋のリンチ事件で死亡した力士の解剖を行い、病死ではなく「暴行による死」であることを明らかにした経験を持つ法医学者で、本誌のインタビューにも登場していたことがある。

今回は、専門的な医学論争についてはあえて触れないが、証人尋問を傍聴しながらも、とも違和感を持ったのは、A氏の解剖を行った奈良県立医大の羽竹勝彦教授が「検察庁からのご依頼」という言葉を使っていたことだ。また、司



A氏の遺体状況

右足のすねを、左足の甲まで、黒褐色の跡があった

法解剖時に「奈良県警の警察官、検視官、奈良地検の検察官、検察事務官らが立ち会った」というのだ。

もちろん、変死体の解剖に警察の検視官が立ち会うことは日常的なことである。しかし、留置所という密室の中で被疑者が死亡するという事象では、死者と接点を持つ当事者は警察官と検察官しかない。そのため法務省は「矯正施設等に収容中の者が死亡した場合における検視等に関する取扱いおよび検視調査等関係書類の保存について」という依命通達を出している。この中で警察には、代行検視をさせずに必ず検察官自身が検視を実施せよと記されている。簡単に言えば「疑われるのは警察官なのだからその人達は外して調査しなさい」ということだ。本件のように、警察

の検視官が解剖に立ち会うことは許されるのか？

出羽教授は自身の鑑定意見書の中で、そうした警察や検察の対応を厳しく批判している。

『奈良県警の留置管理業務を疑われる事件について、奈良県立医大に鑑定嘱託することは不適切である。両者はともに県の職員で、日常の業務で知己である。疑われるだけでも両者にとって不幸である。この例は他県の法医学講座に嘱託するべきであった。医療事故の解剖例では出身大学や所属により地元を大学を避けて他県で解剖することは少なくない。さらに、勾留中にAさんの取り調べをしているのは奈良地検そのものであるから、可能であれば他の地検や高検に検視・捜査をゆだねる判断もあるべきだったと考える。』

(中略) 本件の経過を読むと、

今後の矯正施設における死亡事例の死因究明について法曹関係者は大いに反省すべきであったと考えざるを得ない』

頻発している 留置所での死亡事案

留置所での死亡事案は、今年に入ってから全国各地で相次いでおり、4〜7月だけでも、次のような報道がなされている。

■パンツ啜え自殺か、浦賀警察署で勾留中の容疑者死亡

3月に無銭飲食の疑いで逮捕された69歳の男が横須賀市の警察署の留置場で倒れているのが発見され、病院へ搬送されたが、間もなく死亡が確認された。男は口にパンツを啜え、その上から手で押さえ、た状態で倒れていたといい、自殺を図ったとみられる。(4

月2日)

■暴行容疑の62歳男 警察署内で転倒し死亡(府中)

警視庁府中署は26日、暴行容疑で逮捕された容疑者の男(62)が署内の留置場に移動する際に転倒し、壁に頭を打って死亡したと発表した。死因は外傷性くも膜下出血とみられる。府中警察署の佐藤堅吾副署長は「現段階で対応に問題はなかったと考えている」とコメントした。(4月26日)

■勾留中の40代男性が死亡(青森・八戸署)

青森県警は2日、八戸署に勾留していた40代無職男性が意識を失い、搬送先の病院で死亡が確認されたと発表した。死因は不明。県警は対応に問題はなかったと説明している。(6月2日)

■取り調べ中に体調不良訴えた女性容疑者、搬送先病院で死亡(大阪府警)

大阪府警摂津署は16日、無職の女性(38)を署内で取り調べた直後、女性が体調不良を訴え、救急車で高槻市内の病院に搬送したが死亡が確認されたと発表した。(7月18日)

■勾留中死亡のタイ人は病死か(鹿嶋署)

殺人などの罪で起訴され、鹿嶋署に勾留中に死亡したタイ国籍の被告(36)について、水戸地検は20日、司法解剖の結果、死因は不詳と明らかにした。同地検によると、目立った外傷がないことから病死の疑いが強いという。(7月20日)

いずれの事案も、警察は早々に「自殺」や「事故死」「病死」などと死因を確定し、即刻「対応に問題はなかった」とコメントしているが、先にも記したように本来警察は「被疑者」であるからコメントをする立場にはないはずである。矯正施設での死に関しては、出羽教授が指摘するようにせめて他県への協力依頼を制度化する必要があるのでないか。

ちなみに、奈良県警の留置所で亡くなったAさんは、病死と診断された後「被疑者死亡で不起訴」という処理をされている。

この裁判は現在も係争中だ。右足の、どす黒い皮下出血は何を意味しているのか？Aさんは、死亡の前日、体調不良を引き続き取材を継続していく。

死因は不明。県警は対応に問題はなかったと説明している。

死因は不明。県警は対応に問題はなかったと説明している。

死因は不明。県警は対応に問題はなかったと説明している。

A氏死亡までの経緯・裁判の経過

Y病院勤務のA氏は、肝臓腫瘍の手術より患者を死亡させ、平成22年2月6日、業務上過失致死で逮捕される

逮捕当日の夜11時頃、A氏の具合が悪化、桜井警察署から病院に向き、診察を受ける

※ 逮捕の前年、A氏はクモ膜下出血を発症し入院、3月までリハビリを行なう

2月7日 C病院の医師がB警部補と面談
8日 ◆桜井警察署での勾留決定
◆B警部補が「今後は警察で担当医師を依頼する」と医師へ連絡する

13日 ◆弁護士がA氏と接見
◆留置担当の警察官が、A氏の右下腿のアザに気づくその後、左側頭部の打撲痕も判明
◆夜11時半頃、病院を受診し、CT撮影をする

17日 弁護士が2度目の接見
18日 A氏の家族が接見
23日 A氏が取り調べ中に失禁する
24日 A氏は病院で治療を受け、その後、警察署に戻る

25日 ◆A氏は朝7時に起床するが、7時半頃、いびきをかいて寝ていた(※)
◆不審な様子のため、7時42分に桜井警察署から救急要請、8時23分に病院へ搬送される
◆午前10時45分、A氏が死亡 ※脳卒中などの症状の場合がある
◆当日の午後、検察官が検視を実施

26日 奈良県立医大で司法解剖を実施
4月27日 県立医大の法医学教授が、検察官に鑑定書を提出
死因は急性心筋梗塞と判断される

平成23年9月 法医学教授が、司法解剖記録を遺族に提出

平成25年2月 遺族が奈良地方裁判所へ民事訴訟を提訴

平成26年3月 鑑定書添付の遺体写真9枚が遺族に開示される(ただし、40枚中の9枚)

4月 鑑定書添付の図9枚が遺族に開示される(ただし、12枚中の9枚)

平成27年1月 第1回裁判(2月以降)

・検視調書、鑑定書の開示
・鑑定書添付の写真の残り31枚、図3枚の開示
・岩手医大の法医学教授が意見書を提出

平成28年8月現在 裁判は継続中